

シリーズ「転換期の政治変容」②

先進諸国における国家の変容

小野 耕 二

目次

はじめに…一つの論争から

第一章 主権国家をめぐる状況の変化

第一節 緑の党の登場の背景

(一) 福祉国家における経済的機能の混乱

(二) 福祉国家における大衆統合機能の動揺

(三) 政策内容の転換

(四) ネオコーポラティズム批判へ

(五) オールタナティヴの模索

第二節 福祉国家論の状況

(一) いくつかの研究から

- (二) オッフエにおける「福祉国家の矛盾」論
- (三) オッフエにおける「国家の機能限定」論

第二章 転換期の福祉国家

第一節 批判概念としての「柔軟性」

- (一) ニールセンの問題提起
- (二) ジェソップの福祉国家論
- (三) ジェソップのサッチャー政権分析

第二節 福祉国家の転換

- (一) ドイツにおける新たな保守主義的プロジェクトの試み

- (二) 「反福祉国家の民主主義」論

むすびにかえて

はじめに

先進諸国の政治が変容しはじめている。これまでの政治のパターンが閉塞状況に陥る中で、それを突破する明確な処方箋は見いだされていないものの、新たな可能性を模索するための、新しい政治パターンが先進諸国に登場してきていると思われる。前稿において「新しい政治の登場」として紹介したこの状況を、「国家の変容」という側面

から具体的かつ理論的に検討することが、本稿の課題となる。⁽¹⁾

その際、一つの論争の紹介から本稿の叙述をはじめたい。この論争は、一九八三年のドイツ連邦議会選挙において初当選を果たして議会に進出した「緑の党」が、一九八〇年代後半以降にどのような方向をたどるか、という論点をめぐって行われたものである。当時の学界状況のなかでもそれほど注目を浴びたものではなく、また九〇年代後半に生きる我々にとっては、すでに「正解」の出された決着済みの論争と思われるかもしれない。しかし、八〇年代の終盤という時点において、この当時の政治学者が「緑の党」の運命をどのように見通していたか、という論点を通じることによって、この当時の政治状況についての評価をめぐる研究者間の対抗関係を明らかにしてみたい。

まずビュルクリン W. P. Burklin は、「緑の党の勃興と必然的衰退」という刺激的副題を持つ論文において以下のよう⁽²⁾に述べる。彼は、緑の党が西ドイツ政党システム内に登場する要因を説明する際に、緑の党を「新しい、脱産業主義的政党類型」とする既存の「社会構造的説明」に批判を加える。彼にとって、緑の党の登場は、経済発展の結果であるとともに、既成政党のイデオロギー的・個別利益的政治代表のパターンの変化の結果なのであるとされる。とりわけ社会民主党（SPD）のスタンスの変化が、緑の党の登場にとって有利に働いたとされている。したがって、彼にとって緑の党の政党システム内での存続は、社会民主党の対応いかんにかかっている。失業状況が改善され、社会民主党が左翼の空間において体勢を立て直すならば、緑の党の主要な支持層である三五歳以下で高学歴の若年層も、社会民主党へその支持を還流させると想定されるのであり、その点において「緑の党の将来は決して樂觀的でありえないようにみえる」と述べている。ビュルクリンにとって、「ヨーロッパの政党システムの将来は安定⁽³⁾」と想定されているのであり、その限りで、緑の党の勃興そのものが一時的現象であると評価されている。政治

第1表 年令・学歴別投票政党 (1984年)

| 年 令 | 第2票投票政党 | | | | | 合 計 (サンプル数) |
|----------------|------------------|---------------|--------------|---------------|-------------|----------------|
| | CDU/ CSU % | SPD % | FDP % | 緑の党 % | その他 % | |
| 18-24 | 31 | 33 | 5 | 30 | 1 | 100 (224) |
| 25-29 | 30 | 45 | 4 | 20 | 1 | 100 (190) |
| 30-34 | 32 | 39 | 5 | 22 | 1 | 100 (206) |
| 35-50 | 45 | 42 | 5 | 7 | 1 | 100 (672) |
| 51-64 | 48 | 42 | 5 | 4 | 1 | 100 (487) |
| 65以上 | 57 | 35 | 5 | 2 | 1 | 100 (423) |
| 教 育 | | | | | | |
| 高学歴 (大卒) | 38 | 27 | 10 | 24 | 1 | 100 (388) |
| 中学歴 | 49 | 30 | 6 | 14 | 1 | 100 (475) |
| 低学歴 | 44 | 47 | 3 | 5 | 1 | 100 (1338) |
| 年令と学歴 | | | | | | |
| 18-34 | | | | | | |
| 高 | 27 | 28 | 6 | 38 | 1 | 100 (169) |
| 中 | 33 | 39 | 5 | 23 | — | 100 (199) |
| 低 | 33 | 46 | 4 | 16 | 1 | 100 (250) |
| 35-50 | | | | | | |
| 高 | 43 | 28 | 11 | 17 | 1 | 100 (127) |
| 中 | 58 | 28 | 4 | 9 | 1 | 100 (134) |
| 低 | 41 | 51 | 3 | 4 | 1 | 100 (407) |
| 51以上 | | | | | | |
| 高 | 54 | 22 | 17 | 7 | — | 100 (90) |
| 中 | 65 | 20 | 7 | 7 | 1 | 100 (138) |
| 低 | 50 | 45 | 3 | 2 | — | 100 (678) |
| 合 計 (サンプル数) | 44.2 (968) | 39.8 (873) | 5.0 (110) | 10.4 (229) | 0.6 (12) | 100 (2192) |

Data source: ALLBUS 1984 (ZA No. 1340)

状況内に本質的变化が生起していないならば、新たな政治主体の登場に必然性はなく、登場を許した条件がなくなれば、再度消え去るしかないことになる。ピュルクリンにとって、この当時の西欧各国の政治経済的状况は「安定」と見なされていたのであり、したがって緑の党を既存の政治への「歴史的選択肢 historical Alternative」とみる見方は、まさに「非現実的」と裁断されるしかないのであった。⁽⁴⁾

しかし、この当時の状況はそのように「安定性」の相とらえたのであろうか。キツチュエルト H. Kischelt はビュルクリンのこのような見解を批判し、ドイツの緑の党などは、新しい政治状況に適合した「左翼リバータリアン政党」という新しい政党類型に属しているものであり、「不況期に一時的に登場するが好況期には消え去ってしまう」ような不安定な政党ではない、としている。⁽⁵⁾ キツチュエルトは、以下のような二つのモデルを対置する。

・ビュルクリンのモデル…

経済的諸条件の悪化↓高教育若年層の相対的価値剥奪↓緑の党への投票選好

・キツチュエルトのモデル…

社会・文化的価値とライフスタイルの選好

↓ドイツ政党システムにおける諸政党の競争的位置↓緑の党への投票選好

自己の立場をこのようにとりまとめることによって、キツチュエルトは「左翼リバータリアンの政治選好の持続性は新たな光の下に登場する。」と述べている。そして彼はこの論争的文章の末尾において、「政治とは、単に経済的および社会的に決定される事象であるばかりでなく、制度的デザインと意識的選択の事象でもある点を、この歴史的パースペクティブが証明してくれる」と強調している。⁽⁶⁾ キツチュエルトにとって、緑の党などの左翼リバータリアン政党は、単に経済的条件に規定されるものではなく、自覚的営為に基づいて独自の意義を担って登場したものであり、簡単に衰退するものではないのであった。

第2表 緑の党の年齢・選挙別支持率

| | ハッブ 州議選 93年 | 欧州議 会選挙 94年 | 連邦議 会選挙 94年 | ヘッセン 州議選 95年 | ブレーメン 州議選 95年 | ノルティン・ ヴェストファーレン 州議選 95年 | ヘッセル 州議選 95年 | 東ヘッセル 州議選 95年 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------|
| 年齢層 18-25 | | | | | | | | |
| 女性 | 26 | 21 | 16 | 26 | 28 | 26 | 34 | 19 |
| 男性 | 23 | 18 | 13 | 19 | 21 | 19 | 25 | 12 |
| 全体 | 24 | 19 | 14 | 22 | 24 | 22 | 30 | 16 |
| 年齢層 26-35 | | | | | | | | |
| 女性 | 31 | 21 | 14 | 26 | 28 | 21 | 26 | 18 |
| 男性 | 28 | 18 | 12 | 25 | 22 | 15 | 29 | 16 |
| 全体 | 29 | 20 | 13 | 25 | 24 | 18 | 27 | 17 |
| 年齢層 36-45 | | | | | | | | |
| 女性 | 24 | 17 | 12 | 18 | 24 | 16 | 21 | 10 |
| 男性 | 24 | 13 | 10 | 16 | 19 | 13 | 25 | 9 |
| 全体 | 24 | 15 | 11 | 17 | 22 | 14 | 23 | 10 |
| 年齢層 46-60 | | | | | | | | |
| 女性 | 9 | 8 | 5 | 10 | 10 | 4 | 11 | 10 |
| 男性 | 10 | 7 | 4 | 7 | 9 | 6 | 10 | 7 |
| 全体 | 9 | 7 | 4 | 8 | 9 | 5 | 10 | 8 |
| 年齢層 60以上 | | | | | | | | |
| 女性 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | 4 | 2 | 4 |
| 男性 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 全体 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 |
| 実際の得票率 | 13.5 | 10.1 | 7.3 | 11.2 | 13.1 | 10.0 | 15.0 | 10.0 |

この批判にたいしては、同じ号においてビュルクリンが反論を試みており、ここでは「キツチェルトの批判は自分の枠組みを過度に単純化している」と反批判するものの、「緑の党の将来展望は明るくはない」という評価を繰り返している⁽⁷⁾。

しかし、経済的・社会的条件によって規定されながらも、政策的位置を自覚的に選択した結果として登場した緑の党は、ビュルクリンの予言にも関わらず、その独自性によって、ドイツ政党システム内に安定的地位を確保していった。一九九四年一月におこなわれた連邦議会選挙の結果を受け、クライナート H. Kleinert は次のような分析を行っている⁽⁸⁾。そこでは、ビュルクリンのかつての想定とは異なり、緑の党は九〇年代前半の各選挙において、各年齢層からの支持率を上昇させている、という事実が紹介されている。これによれば、四五歳以下の年齢層では、緑の党はほとんど

すべての選挙で支持率を二桁とし、次第に高年齢層にまで食い込みはじめているのである。現在では、緑の党の勢力は、連邦議会の議席数・各州議会の議席数、ともに自由民主党（FDP）を上回っており、その意味でドイツ政治内に「新しい第三勢力 die neue dritte Kraft」としての地位を固めつつあるといえる。⁹⁾

したがって、緑の党は、不況期に不満を蓄積した若年層内の一時的現象ではなかったのである。それは、福祉国家の閉塞状況のなかで出現してきた「新しい政治」と呼ばれる現象の一端を担う「新しい政治主体」なのであった。¹⁰⁾ ビュルクリンの立場においてその「新しさ」が承認されなかったということは、論文執筆時において、政党をめぐる状況が「安定的」と見なされていたことと関連している。既存の勢力によって收拾可能な事態として評価されているならば、そこに新しい政治主体は必要ではない。しかし、先進諸国が七〇年代後半から八〇年代にかけて経験した事態は、そのようなものではなかったと思われるのである。新しい戦略を担う新しい政治主体の登場と、既存の政治勢力の戦略転換とが、同時に進行することによって、政治空間における勢力配置は大きく変容していった。その変容を、国家のレベルにおいて確定することが、本稿の課題となる。

註

- (1) 以下の拙稿を参照。「シリーズ転換期の政治変容①『新しい政治』の政治学的分析」、『名古屋大学法政論集』第一六六号所収、一九九六年一〇月。
- (2) Wilhelm P. Birkin, "Governing left parties frustrating the radical non-established Left: the rise and inevitable decline of the Greens," in *European Sociological Review*, Vol. 3 No.2 (September, 1987), pp. 109-126.
- (3) *Ibid.*, p. 124.

- (4) 表1については、同論文の一二三頁に掲載のものを転載した。
- (5) Herbert Kischelt, "The Life Expectancy of Left-libertarian Parties: Does structural transformation or economic decline explain party innovation? A Response to Wilhelm P. Bütklin," in *European Sociological Review*, Vol. 4 No.2 (September, 1988), pp. 155-160.
- (6) *Ibid.*, p.160.
- (7) W. P. Bütklin, "A politico-economic model instead of a sour grapes logic: a reply to Herbert Kischelt," in *European Sociological Review*, Vol. 4 No.2 (September, 1988), pp. 161-166.
- (8) Hubert Kleinert, Bündnis90/ DIE GRÜNEN: Die neue dritte Kraft? in *Aus Politik und Zeitgeschichte: Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament*, B6/96, S. 36-44.
- (9) 表2については、前掲論文の三七頁に掲載のものを転載した。
- (10) この点については、註一で挙げた拙稿のほか、以下の拙稿をも参照。「現代ドイツ政治過程分析② 緑の党の位相」、『名古屋大学法政論集』第一五四号所収、一九九四年三月。

第一章 主権国家をめぐる状況の変化

前節で紹介したように、八〇年代ドイツ政治は、政党システム内に「緑の党」という新しい類型の政党が登場させ、かつビュルクリンの見通しとは異なって、九〇年代にその地位を強化させてきた。統一後のドイツの政治状況を概観するならば、緑の党は、九〇年二月の連邦議会選挙では「統一直後」という特殊状況のもとで議席獲得に失敗したものの、続く九四年選挙においては自由民主党を上回る七・三%の得票率を獲得して議席回復に成功して

いる。このような緑の党の登場を一つの契機としながら、ドイツ政治は次第にその構図を変容させている。私はすでに前稿において、緑の党のような新しい政党の登場は「戦後合意を掘り崩し」、「国家と市民社会との間に確立された関係を崩壊させることをめざした」と述べた。このような状況は、ドイツに限定されるわけではない。カミレリ J. A. Camilleri は、自ら編者の一人となっている『移行期の国家』という論文集の中で、経済のグローバル化が各国政府の政策形成構造を貫通 penetrate している、と述べたのちに、次のように叙述している。

「重要なことに、政府内で最も影響力の大きな省庁は、グローバル・エコノミーとその諸機構（OECD・IMF などのこと…引用者註）と最も密接に関連する省庁なのである。このことこそ、政治的伝統や制度についての各国別の相違の大きさにも関わらず、非常に多くの先進資本主義諸国が、一九七〇年代後半以降、ケインズ主義的需要管理戦略を放棄し、福祉国家に付随する期待を実質的に低下させたことの原因を説明する一助となるであろう。すなわち、これらすべては国際競争力強化の名の下に実現されたのである。」⁽¹⁾

この過程の中で、国家は国際化 internationalized され、脱国民国家化 denationalized されていくのである。国家のこのような変貌は、一国レベルでの秩序形成にも大きな影響を及ぼしている。まさに、ケインズ主義的福祉国家を支えていた「戦後合意」が掘り崩されていくのである。七〇年代中葉以降の先進諸国における政治を素材としながら、この「掘り崩し」の実態を把握することが、まず本章の課題となる。

第一節 「緑の党」のドイツ政治への登場の背景

ドイツにおける「緑の党」の登場の背景については、すでにさまざまな議論がなされており、共通認識といえるものが形成されつつあると思われる。私自身も別稿でこの問題について触れたことがあるので、それらをも参照しつつ、ここで簡単に触れておきたい。⁽²⁾

一九七三年秋に勃発した第四次中東戦争を契機として、アラブ諸国は「石油戦略」を開始し、それが引き金となって「第一次石油ショック」が先進諸国をおそった。景気後退と急速な物価上昇とによるスタグフレーションは、失業率の上昇などによって、先進諸国経済の安定性を大きく揺るがしたのである。しかしこのような諸事件がドイツ政治に対して自動的に政治変容をもたらすわけではない。経済のコントロールと大衆統合とがセットになったこれまでの福祉国家のあり方が、経済の制御不能と、それによって引き起こされた政治的動揺とによって危機的状況に陥ったとき、そこからの自覚的脱出プロジェクトが模索されることになるのである。その一方の担い手こそが、新たな政治を模索する緑の党の登場であった。他方では、既成政党の側での対応策として、新保守主義的プロジェクトが試みられることになる。この両者は政治的スタンスとしては両極に立ちながら、「国家機能の拡大への疑問」という洞察を共有するものであった。⁽³⁾ではこのような勢力の登場は、既存の福祉国家に対してどのような変容を迫ったのであろうか。国家論の立場からこのような問題提起を理論化したいくつかの業績を参照しながら、この問題について次に検討していこう。

まずヨーロッパ現代政治についての一般的な現状規定を、『西ヨーロッパ政治の発展』と題する論文集の「序論」

を参照しながら紹介していきたい。⁽⁴⁾その論文の冒頭で著者たちは、「西ヨーロッパは加速度的な変化の過程を体験しつつある」と述べるとともに、その変化が「超国家的・ナショナル・サブナショナル」の三レベルで同時に進行しつつあることを強調している。「超国家的 *supranational*」な変化の例として、EU統合の進展が挙げられているが、これについては別著で検討したことがあるので割愛し、ここでは一国レベルの問題に収斂させる形で検討を進めるととする。⁽⁵⁾

著者たちは、七〇年代以降における政治経済的变化として、以下のような事例を挙げる。

- ・ブレトンウッズ体制の終焉と変動相場制への移行、欧州通貨制度EMSの設立
- ・資本への規制緩和による金融市場の急激なグローバル化
- ・国際的な貿易の拡大と企業活動の国家横断化 *transnationalisation*
- ・フォード主義的大量生産からポストフォード主義的な柔軟な個別化 *flexible specialisation* への、生産組織の移行
- ・国内 *domestic* と国際 *international* との間の古い境界線の動揺
- ・利益集団・既成政党といった、市民の政治参加と代表のための伝統的回路は、伝統的政治への幻滅と「ライフスタイルの政治」ないし反政党的政治の勃興という形で、新たな挑戦に直面していること

このような実例は、すでに前稿でも触れたところであり、現代政治分析を志す者にとつては共有化された認識と
いってよいであろう。これらの現象によって、「国民国家 *nation-state*」の特質が変化しているとされるのであるが、
著者たちはそれを「多くの領域での国家の撤退 *retreat of the state*」⁽⁶⁾と特徴づけている。ケインズ主義と政府による

介入主義 governmental interventionism という支配的なマクロ経済的パラダイムは、マネタリズムと市場の優位という原理に道を譲ったのである。国家機能の縮小と国民国家の変容という現象が生じつつある。

では、このように整理された状況は、福祉国家についての議論からすると、どのような問題提起として受け止められるのであろうか。その点に関し、いくつかの論点に整理しながら検討を進めたい。

(二) 福祉国家における経済的機能の混乱

福祉国家は、経済成長の実現と完全雇用の達成という形で経済過程を制御し、その成長の成果を、国家を通じて国民に再配分することを通じて、国民からの支持を調達する、というメカニズムとなっており、スタグフレーションの影響はまず「経済過程制御の機能不全」というかたちをとる。ドイツに即して言うならば、それは「モデル・ドイツ」と喧伝されたドイツ経済のパーフォーマンス低下であり、その表現として経済成長率の低下と失業率の急激な上昇とがもたらされたのである。⁽⁷⁾ しかもそれに物価上昇が付随していたため、経済運営は大変に困難なものとなった。景気刺激のための財政出動は、さらなる物価上昇をもたらす危険性を有するからである。したがって伝統的に物価安定（＝通貨価値の安定）を重視する連邦銀行は金融引き締め・高金利政策を継続し、それに加えて、すでに七〇年代後半には、社会民主党のシュミット首相の下で緊縮財政方針への転換が開始されていた。財政赤字が累積しはじめていたからである。これらの事実は、六〇年代後半にドイツに本格的に導入されたと評価されている「ケインズ主義的財政政策」からの転換を示している。⁽⁸⁾ 他国に比べてドイツでは相対的に低い物価上昇率にとどまったものの、この時期に失業率は大きく上昇し、シュミットはSPDの支持基盤としての労働組合への対応策を問われることになる。⁽⁹⁾ このことが、福祉国家のもう一つの機能である大衆統合機能の動揺へと連係していくのである。

（二）福祉国家における大衆統合機能の動揺

ケインズ主義的財政政策の有効性の減退と、緊縮財政方針への転換とその動揺、という形で現象した福祉国家における「経済過程制御の機能不全」は、国民の政治意識の動揺を引き起こした。かつて私はシュミット政権について次のように述べた。

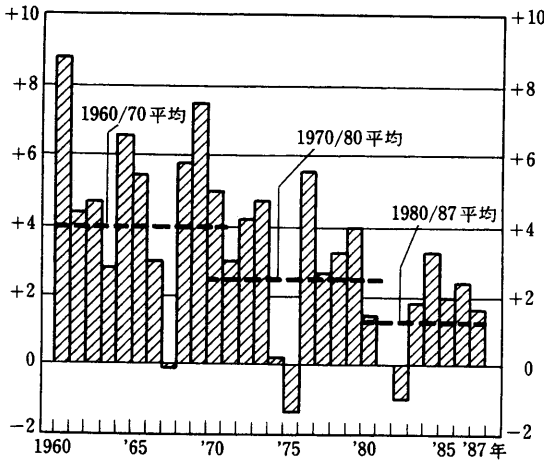
「シュミット政権は、労働組合やSPD党内の一部からは批判を浴びたものの、FDPの支持をも取り付けながら、史上初めて社会関係予算削減に取り組むのである。・・・（中略）・・・しかし、一方で福祉国家的社会政策の抑制と、他方での経営者にたいする投資助成などからなる、マネタリズム的ともいえる経済政策の実施過程が進むれば、とくに左派に位置づけられる人々の不満が累積する。¹⁰⁾」

この左派の人々の不満が、緑の党の登場を支えたのであるが、政治意識の動揺は、左派に限らない。「転換」(Wende)を掲げて一九八二年に政権の座に復帰した保守政党キリスト教民主同盟／社会同盟(CDU/CSU)も、コール首相の下で「ネオリベラリズムの保守主義」を構想するものの、その立場を直ちに現実化していくことはできなかった。したがって八〇年代ドイツ政治においては、「転換」は明確な像を結んでこなかった。それは、コール首相による「状況対応的」政局運営のもたらした結果であり、また「新たな方向性が不鮮明」であることの結果でもある。そのような状況のなかで、既成政党への支持は安定性を失いはじめ、一九八七年連邦議会選挙においては史上はじめて二大政党の得票率が同時に減少する、という事態を引き起こしていったのである。

(三) 政策内容の転換

第一図で明らかのように、戦後の西ドイツにおいて、社会支出の対前年比伸び率は次第に低下傾向を示してきたのであり、八〇年代には二%以下となった。その結果、国民総生産中に占める社会関係支出の割合も、一九七五年の三三・七%を最高の数字として、それ以降は少しずつであれ減少の方向を示している。⁽¹⁾ なおここで八〇年代初頭に比率が上昇している背景には、失業率上昇の結果としての失業手当給付の増大などがあり、ここで減少傾向が転換したということではない。

第1図 西ドイツにおける社会支出の伸び率



資料出所：Statistisches Bundesamt.

前項までで触れたように、すでに七〇年代中盤のシュミット政権の時期に、緊縮財政方針への転換がはじめられていた。それは、「完全雇用をめざす積極財政方針」というケインズ主義的パラダイムからの転換を意味するものであった。著名なドイツ研究者マルコヴィッツ A. S. Markovitsらによる『ドイツの左翼』と題する著作内での、以下の興味深い叙述を参照されたい。

「より重要なことには、おそらく、ケインズ主義の基底をなすモーターは、——それは持続的な、需要によって主導された、マクロ経済的成長を意

第3表 社会関係支出が国民総生産内に占める割合

| 年 | 国民総生産 | | 社会関係支出 | | |
|------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| | 額(10億DM) | 伸び率 % | 額(10億DM) | 伸び率 % | 国民総生産中 に占める割合 |
| 1965 | 458.2 | 9.2 | 114.6 | | 25.0 |
| 1966 | 487.4 | 6.4 | 126.3 | 10.2 | 25.9 |
| 1967 | 493.7 | 1.3 | 135.6 | 7.3 | 27.5 |
| 1968 | 533.7 | 8.1 | 144.7 | 6.7 | 27.5 |
| 1969 | 579.8 | 12.0 | 156.8 | 8.4 | 27.0 |
| 1970 | 675.7 | 13.0 | 180.1 | 14.9 | 26.7 |
| 1971 | 751.8 | 11.3 | 205.0 | 13.8 | 27.3 |
| 1972 | 825.1 | 9.7 | 232.0 | 13.2 | 28.1 |
| 1973 | 918.9 | 11.4 | 262.7 | 13.2 | 28.6 |
| 1974 | 985.6 | 7.3 | 301.9 | 14.9 | 30.6 |
| 1975 | 1029.4 | 4.4 | 346.6 | 14.8 | 33.7 |
| 1976 | 1126.2 | 9.4 | 373.9 | 7.9 | 33.2 |
| 1977 | 1199.2 | 6.5 | 398.5 | 6.6 | 33.2 |
| 1978 | 1291.6 | 7.7 | 419.5 | 5.3 | 32.5 |
| 1979 | 1396.6 | 8.1 | 444.9 | 6.1 | 31.9 |
| 1980 | 1485.2 | 6.3 | 477.0 | 7.2 | 32.1 |
| 1981 | 1545.1 | 4.0 | 510.0 | 6.9 | 33.0 |
| 1982 | 1597.1 | 3.4 | 525.4 | 3.0 | 32.9 |
| 1983 | 1675.8 | 4.6 | 534.5 | 1.7 | 31.9 |
| 1984 | 1753.7 | 4.6 | 553.1 | 3.5 | 31.5 |
| 1985 | 1838 s | 4.8 | 570 s | 3.0 | 31.0 |

味するが——、一九七三年後半から七四年前半にかけての第一次石油ショックの勃発によって、突然停止した。(ネオ)コーポラティズムの紛争管理図式によって執行されたさまざまな節約手段 *austerity measures* が、ほとんどの資本主義諸国においてヘゲモニックな経済戦略としてのケインズ主義に取って代わったのである。⁽¹²⁾」

国家による「節約政策」の開始は、社会関係支出の一義的拡大への歯止めとなり、そのことを通じて、「選挙民がもはや福祉サービスの大きな改善に期待しなくなった新たな風土⁽¹³⁾」を形成する契機となったのである。それは、ネオコーポラティズムという意思決定メカニズムの再編へと連係していく。

(四) ネオコーポラティズム批判へ

先進諸国の福祉国家形成の過程において、労使双方の巨大利益集団が、政策決定メカニズムに内部化されていき、労使妥協の安定的構造を作り上げたときに、ネオコーポラティズムの構造が確立したとされる。それは好況期のみならず、不況期においても「所得政策」の対象となる労働組合を包摂しているためにその合意が取り付けやすい、という点で、政権側にとってメリットを有している。エッサー J. Esser とヒルシュ J. Hirsch は、このような「国家主義的コーポラティズム」を中核的要素としている国家を「ケインズ主義的国家」と呼び、それを「上からの受動的革命」を担う政治的規制類型」と規定している⁽¹⁴⁾。労働者の急進化を防ぐ機能をも果たしたこの構造は、「先進諸国の経済・政治システムの問題解決にとって魅力的⁽¹³⁾」なものであり、ドイツにおいても類似の構造が確立していた。そしてシュミット政権期の「第一次石油ショック」対策の際にも、前項で紹介したように「紛争（＝危機）管理の構造」として機能したのである。しかしその構造は問題性を孕むものであった。同じ「ドイツの左翼」内の次の叙述も示唆に富む。

「組織化された諸利益集団間の、トップレベルでの交渉の制度化がより重要になるにつれて、議会と立法府の重要性——と権力——はほぼ不可避免的に減少する。したがって、コーポラティズム的『協定』が、複雑な経済のテクノクラティックな管理のための卓越したモデルを、さらには物質的平等性のより高次の達成のためのモデルをすら供給するとしても、それは民主主義的アカウンタビリティの減少をもたらすのである。確かに、コーポラティズム的編成は、『組織化されていない』集団 "disorganized" groups（すなわち、既成の社会的分割線に沿っていない集団）の参加を阻害し、（生産と分配の領域外の）『非物質主義的』諸利害 "nonmaterial" interests を排除してし

まうのである。つまり結局のところ、社会民主主義的支配は、それ自体を非民主化する効果、疎外する効果を有している。⁽⁶⁾

このような問題性を孕んだシュミット政権の下で、「議会外反対勢力」Ausserparlamentarischer Opposition が形成され、次第にその影響力を増大させていくのである。それはコーポラティズムの政策形成メカニズム批判の方向性を有するものでもあった。

(五) オールタナティヴの模索

シュミット政権からコール政権への移行は、連立与党構成の転換を伴ってはいたが、その内実においては、「危機管理」という同種の課題を引き継ぐものであった。⁽⁷⁾ この状況下で、危機への短期的対応策ではなく、政治・経済の長期的な再編プロジェクトという「オールタナティヴ」が模索されはじめる。そのようなプロジェクトを担う勢力として、一方では新保守主義が、そして他方では「新しい政治」の政党が登場するのであり、人々の関心と支持を引きつけはじめる。政治的には対極に立つと思われるこれらの勢力が、既存の政治的対抗軸を変容させ、政治の新しい可能性を追求しつつある、という点については前稿で既に触れたところである。⁽⁸⁾ 両者は、閉塞状況にある福祉国家からの脱出策を模索するという点において、ある洞察を共有するものであった。

以上五項目に整理する形で、福祉国家の変容状況をとりあえず概観してみた。この整理から明らかのように、福祉国家は、その機能・政策内容・意思決定メカニズム・意思決定に参入する政治主体、などすべての面において変

容しつつあるといえるであろう。このような認識を前提しつつ、現在進行中である「国家の変容」の実態を分析していくことが本稿の課題なのであるが、その際には福祉国家はもはや分析のための安定的基盤たりえない。福祉国家の安定性が崩壊していく中で、国家を、さまざまな政治的主体が提示するプロジェクトの交錯する「場」として位置づけ、政治を、そのような主体の活動によって媒介される過程として位置づけることが、本稿の目的なのであり、そのための連結環として、このような実態を国家理論の観点から整理した理論家の業績を、次節で検討してみたい。

第二節 福祉国家論の状況

(一) いくつかの研究から

前節で触れたような、福祉国家をめぐる状況の変化について、とりわけ八〇年代中盤以降に、理論的把握の試みが数多く出されはじめている。最近公刊されたそれらの著作の題名のいくつかを例示してみると、ジョンソン・Johnsonの『福祉国家のゆくえ』⁽¹⁹⁾、ピアソン・Piersonの『曲がり角にきた福祉国家』⁽²⁰⁾、エスピングァー・Esping-Andersenの『変容する福祉国家』⁽²¹⁾などを挙げることができるであろう。これらはいずれも、「転換期の福祉国家」ないし「福祉国家の危機」という認識を、その分析の出発点としており、そこからの、福祉国家の変容過程を解明しようとしているのである。しかし、前節で述べたような「主体によって媒介された福祉国家の変容過程」という視角が微弱なために、第一に、経済・社会的条件の変化によって規定された「受動的変容」という側面が強くみられる。第二にその結果として、「既存の構造の手直し」ないし「福祉国家の再編」という観点が前面に出た分析

となっている。現時点での福祉国家に関する代表的論者と思われるエスピング・アンデルセンの最近の編著における彼の以下の叙述を参照して欲しい。

「ほとんどの国において我々が眼にするものは、ラディカルな変化ではなく、むしろ『凍り付いた frozen』福祉国家という景観である。変化への抵抗が予期されるべきなのである。すなわち、長期にわたり確立された諸政策は制度化され、その永続化へ向けて既得権益を奨励する。主要な利益集団は、福祉国家の作動様式の観点から自己の利益を規定する。このようにして、強力な利益集団によって支えられた社会保障システムは、急進的改革を受容しがたいのであり、もし改革が着手されたとしても、それは交渉に服し、合意可能なものとどまる傾向性を有している。」²²⁾

前節でも検討したように、先進諸国で喧伝される「福祉国家の危機」というスローガンに比して、各国における政策内容の転換は微温的なものにとどまっているかにも見える。統計上でみる限り、社会保障費の削減は大きなものではなく、大胆な制度改革も実現されていない。したがって、一部には「福祉多元主義 Welfare Pluralism」という、福祉サービスの供給主体の多元化と、国家の分権化とを展望する動きに注目する業績も公刊されはじめているものの、²³⁾ 基本的には既存の福祉国家の構造が再編されながらも継承されていく、という「持続性」を重視した評価が一般的と思われるのである。²⁴⁾ 最近邦訳が公刊されたピアソンの著作内での以下のような叙述を参照されたい。

「問われるべき『真の』問題は、すでに第六章でみたように、予測可能な近い将来において、われわれが福祉国家

を維持しているのか(あるいは、それがどのくらい費用を要するのか)という問題ではなく、むしろ、どのような種類の福祉国家体制を実現していくべきかという問題であろう。国家による福祉配分のありかたは変化しているが(おそらく財政上いっそう逆進的性格をつよめている)、それが消滅していくような国はみあたらないし、また国民の福祉の状態について無関心な「最小国家」へと移行しつつあるような国もない。⁽²⁵⁾

「福祉国家はこのような意味において普遍的である」と、ピアソンは指摘する。しかし、福祉国家をめぐる現代的問題状況は、このような指摘にとどまらない射程を有し始めていると思われるのである。それは、閉塞状況に陥つたとみられる福祉国家の再編方向をめぐる、多様な政治的主体が多様なプロジェクトを提示することによって、福祉国家をめぐる議論状況が活性化し、福祉国家を「可変性 variability」の相においてとらえることが可能となつてきているからである。⁽²⁶⁾ この状況を端的に示す業績として、オッフエ C. Offe の福祉国家論を次に検討しておきたい。

(二) オッフエにおける「福祉国家の矛盾」論

ドイツの政治理論家オッフエは、一九八四年に出版された『福祉国家の諸矛盾』と題する著作において、現代福祉国家について以下のような分析を展開している。⁽²⁷⁾

オッフエにおいては、かつて古典的自由主義と古典的マルクス主義の双方がともに「不可能」と考えていた「資本主義と民主制の継続的調和」が、二つの媒介原理によつて可能となつたとされる。その二つの媒介原理とは、①大衆政党と政党間競争、②ケインズ主義的福祉国家、の両者であった。これらによつて、第二次大戦後の先進諸国における経済成長(＝資本蓄積)と秩序維持(＝正統化)とが可能となつた。「要するに福祉国家は、戦後期を通じ

て社会的諸矛盾の政治的解決として称賛されてきたのである²⁸。その後、第一次石油ショックを契機とした経済的後退により、福祉国家への保守派からの攻撃が激化する。しかし、この論文が執筆された八〇年代初頭の段階では（初出は八二年）、オッフエはこのような保守派からの福祉国家批判は失敗したと評価している。政治理論的分析が成功するためには、①社会と国家の望ましい組織形態とは何かの解明、②どのようにしてそこへ到達できるのかという主体と戦略の明確化、という二点の解明が不可欠なのであるが、オッフエは、保守派はこの両者の解明に失敗したと評価するのである。

「保守的な福祉国家分析は両方の論点で失敗している。後者の問題からはじめると、福祉国家の確立された制度的構成要素の全面的な廃棄はもとより、その部分的な廃棄さえ目的とするような有望な政治戦略を構想することは、今日の西欧においても著しく困難である。言うなれば、福祉国家は、ある意味で一つの不可逆的な構造となっており、その廃棄とは、政党システムの根本的な転換はもちろん、政治的民主制と労働組合の全廃に他ならない。」²⁹

この「福祉国家Ⅱ不可逆的な構造」というテーゼに引き続き、オッフエは「保守的分析の第二の失敗」についての叙述をおこなう。「その失敗とは、『発達した資本主義マインナス福祉国家』が実際に機能可能なモデルであることを証明することにある」のであり、彼にとって、このことは不可能と考えられている（強調は、原文イタリック）。オッフエは、「福祉国家の突然の消滅は、激発するコンフリクトと無政府状態にシステムを放置することになるであろう」と予言し、次のように記す。

「その（＝福祉国家の…引用者補注）矛盾は、資本主義が福祉国家と共存しえないにもかかわらず、福祉国家なしでは存在できない、ということである。⁸⁰」

この時点でのオッフェにとって、福祉国家とはこのような矛盾に満ちた構造として、資本制社会において存続し続けるのである。左右両勢力による攻撃も、この構造を揺るがすことはできない。「福祉国家は右翼と左翼の両者から挑戦されながらも、保守的ないし進歩的な対案によっては容易に置き換えられないであろうと思われる」と、オッフェは結論づけている。

このようなオッフェの叙述からは、「不可逆的」で「置換不可能」な構造という福祉国家像が浮かび上がってくる。しかし、同じ論文の中で、「広範な政治勢力」によってではなく「知識人や他の少数派の人々によって提唱される」という限定を付されてはいるが、「社会的、経済的秩序に関するいくつかの規範的モデルが存在する」という叙述も見いだすことができる。ここでは、福祉国家への三つの代替的モデルが提起されているのである。それは、①ネオ・レッセフェールのモデル、②社会民主主義的再編モデル、③分権的・自律的「福祉社会」モデル、と要約することができる。⁸¹

つまりこの時点におけるオッフェの福祉国家論には、「矛盾をはらんではいないが不可逆的な構造」という「持続性」を重視する認識と、「さまざまな勢力のプロジェクトによって変更可能な構造」という「可変性」を重視する認識とが、前者に重点がおかれつつ並存している、と整理しうるであろう。このオッフェの認識は、八〇年代後半には早くも変化を見せることになる。

（三） オッフエにおける「国家の機能限定」論

オッフエは、一九八七年に創刊された『政治学行政学年報』の創刊号に、国家論の理論状況を整理した論文「対象を模索する国家理論・理論状況への考察」を掲載している。⁸²この論文においては、「国家の機能低下」という認識が全面に打ち出されており、そこに「福祉国家の不可逆性」という認識を見いだすことはできない。以下その内容を簡単に紹介していこう。

オッフエはこの論文の冒頭で、「発展した資本主義的産業社会において、合理的な国家計画、操縦、介入によって、社会全体に、そしてその将来的発展に影響を及ぼす可能性についての懐疑的判断を下すことでは、諸潮流は明確な合意をみせている」と述べる。その上で彼は、国家をめぐる「逆説的状况」について、以下のように記述している。

「社会の諸事象を組織し規制する権利を、国家がより包括的に要求すればするほど、そしてそれに付随して国家によって投入される資源が増大するほど、(a) 国家が主権的で『拘束的』であること、そして(b) 国家による『合理的』な意思決定への要求は、ますます展望のないものとなっていく。⁸³」

国家は一方で果たすべき課題を大量に抱え込みながら、他方でそれを合理的に解決していくための権威と合理性を失っている、とされるのである。国家装置内部には、自己麻痺的な複雑性が存在しており、もはや国家としての統一性は語れなくなってきた。オッフエにとって、このような「国家の主権性の喪失」の背景には、自己の戦略的政策形成能力の、一方で「過去」への、他方では「他国または超国家的組織」への委譲という事実が存在している。ここで「過去」への委譲とは、既存の決定パターンが硬直化し、新たな決定作成が困難となっていることを

指していると思われる。

このような状況認識を前提として、オッフエは、国家の主権性を解体する遠心的傾向は、イデオロギー的理由からも、理論的パースペクティヴからも、「不可避的・不可逆的」であるばかりでなく「望ましいもの」とみなされるようになってきている、と八〇年代西ドイツの状況を整理する。ここから、「社会政治的秩序のポスト国家主義的でポストリベラルな概念」という方向が模索されるのである。もはや「国家を制御中枢として確立すること」は、「無用な試み」として退けられ、「国家の負担軽減、国家の機能限定」が唱えられている。このような転換への前提条件の一つとして、オッフエは「社会的アクターによる（国家の）責任の明示的・公的な受容」を挙げている（強調は引用者）。第一義的に政治的ではない「社会的」アクターによる「責任の受容」という命題は、前稿で提示した、「新しい社会運動の政治機能」という私なりの問題関心とも共鳴する。このような議論は、一方で、先進諸国における「新保守主義勢力の台頭」を見据えながら、他方で「緑の党」などに代表される「新しい社会運動の政治勢力」の伸張という状況を踏まえた、オッフエなりの国家認識の転換として評価することができるであろう。

ここでは、前項で紹介したような「福祉国家の持続性」への評価は陰を潜め、それにかわって「国家権力の解体」が「望ましい」ものとして提示され始めているのである。多様な政治的・社会的アクターの登場が、新たな秩序像の展開を可能にしたと思われる。とすれば、この時点においては、「福祉国家」を「持続性」ではなく「可変性」の相において検討すること、その際にさまざまなアクターの存在が大きな意義を有する、という国家認識に、オッフエが移行していたとみてとることができるであろう。このような認識に立ったとき、福祉国家における既存の政策内容と意思決定メカニズムとは、一義的に「継受されるべきもの」としてとらえられるのではなく、新たに登場した勢力による新たなプロジェクトによって「解体されるべきもの」としてもとらえられる可能性を有することになっ

たのである。そのような可能性は、主体としてのアクターの活動によってのみ現実化されるものであり、しかもそのような批判的認識を確立するためには、既存の国家構造をトータルに批判する新たな概念提示が必要とされることになる。

既存の体制の行き詰まりの明確化と新しい政治の可能性の模索、福祉国家の転換の開始、そしてその転換をどのような勢力が主導するか、などの諸問題を検討することが、本稿次章の課題となる。

註

- (1) Joseph A. Camilleri, "13: State, Civil Society, and Economy," in J. A. Camilleri, Anthony P. Jarvis, Albert J. Paolini, eds., *The State in Transition: Reimagining Political Space*, Boulder (London, 1995), p.214.
- (2) 七〇年代以降のドイツ政治の概観と、緑の党登場の背景分析については、以下の拙稿を参照。「現代西ドイツ政治過程分析序説」、『名古屋大学法政論集』第一三一号所収、一九九〇年三月。
- (3) この状況の分析については、前掲拙稿「新しい政治」の政治学的分析」を参照。
- (4) Martin Rhodes, Paul Heywood, Vincent Wright, eds., *Developments in West European Politics*, Macmillan Press (Houndmills, 1997).
- (5) 以下の拙著を参照。『EU統合の政治学』、青木書店刊、一九九五年。
- (6) Martin Rhodes, Paul Heywood, Vincent Wright, "Towards a New Europe?" in do. eds., *op. cit.*, p. 3.
- (7) この当時のドイツにおける政治と経済の状況について、イギリスなどとの比較の観点から分析を試みた、以下の著作を参照。Fritz W. Scharpf, *Sozialdemokratische Krisenpolitik in Europa: Das >>Modell Deutschland<< im Vergleich*, Campus Verlag (Frankfurt am Main, 1987).
- (8) ドイツにおける福祉国家の状況については、以下の拙稿を参照。「西ドイツ福祉国家の再編成」、田口富久治編『ケインズ主

義的福祉国家…先進六カ国の危機と再編』所収、青木書店刊、一九八九年。なお、前註で紹介したシャープの著書の第一章の章名も、「一九七九年から一九八五年…ケインズ主義的戦略の終焉」となっている。

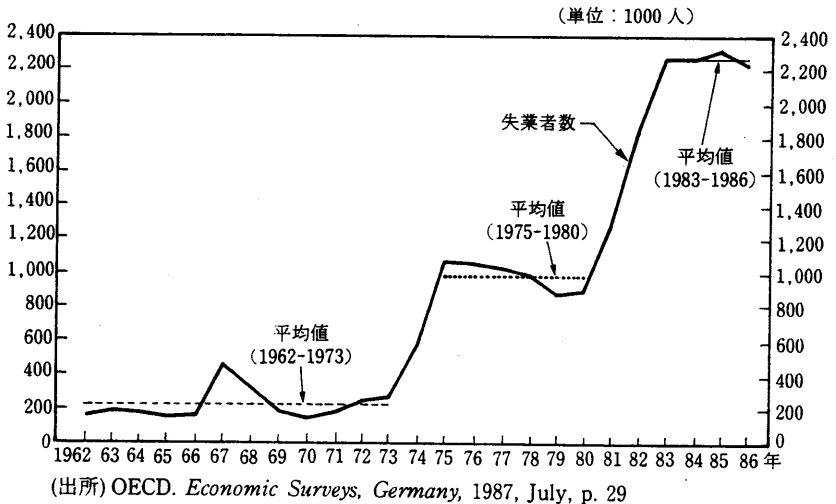
(9) この間のドイツにおける失業者数の推移については、以下の第二図を参照。この図は、前註(2)で紹介した「現代西ドイツ政治過程分析序説」の六三頁に掲載したものである。

(10) 前掲拙稿「西ドイツ福祉国家の再編成」、一三〇—一三二頁。

(11) 第一図については、以下の文献に掲載のものを転載した。保坂哲哉「社会保障の歴史と現代的課題」、社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』所収、東京大学出版会刊、一九八九年、二四頁。また第三表については、以下の拙稿に掲載したものを再掲した。「西ドイツ福祉国家の再編成」、一三五頁。

(12) Andrei S. Markovits, Philip S. Gorski, *The German Left: Red, Green and Beyond*, Polity Press (Cambridge, 1993), p. 7.

(13) この表現は、以下の著作によった。Arthur Gould, *Capitalist Welfare Systems: A Comparison of Japan, Britain and Sweden*, Longman (London, 1993)。高島進・二文字理明・山根祥雄訳『福祉国家は、どこへいくのか』、ミネルヴァ書房刊、一九九七年、一三三頁。



第2図 失業者数の推移(1962~1985年)

- (14) Josef Esser, Joachim Hirsch, Sind die "Volksparteien" am Ende?: Transformationsprozesse im Parteiensystem der BRD, in Jürgen W. Falter, Christian Fenner, Michael Th. Greven, hrsg., Politische Willensbildung und Interessenvermittlung: Verhandlungen der Fachtagung der DVPW vom 11.-13. Oktober 1983 in Mannheim, Westdeutscher Verlag (Opladen, 1984), S. 115.
- (15) Claus Offe, "The Attribution of Public Status to Interest Groups," in do., *Disorganized Capitalism: Contemporary Transformations of Work and Politics*, Polity Press (Cambridge, 1985), p. 241.
- (16) A. S. Markovits, P. S. Gorski, *op. cit.*, p. 17.
- (17) J. Esser, J. Hirsch, a. a. O., S. 116.
- (18) 前掲拙稿「『新しい政治』の政治学的分析」の末尾に掲載した第五図を参照。
- (19) Norman Johnson, *Reconstructing the Welfare State: A Decade of Change 1980-1990*, Harvester Wheatsheaf (London, 1990). 青木郁夫・山本隆訳「福祉国家のゆくえ：福祉多元主義の諸問題」、『法律文化社刊』一九九三年。
- (20) Christopher Pierson, *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare*, Polity Press (Cambridge, 1991). 田中浩・神谷直樹訳「曲がり角にきた福祉国家——福祉の新政治経済学」、『未来社刊』一九九六年。
- (21) Gsta Esping-Andersen, ed., *Welfare States in Transition: National Adaptation in Global Economies*, Sage Publications (London, 1996).
- (22) G. Esping-Andersen, "After the Golden Age? Welfare State Dilemmas in a Global Economy," in do., ed., *op. cit.*, p. 24.
- (23) 前註(19)に掲げたジョンソンの著作を参照。
- (24) 福祉国家に関する研究動向については、宮本太郎の以下の論文を参照した。宮本太郎、「ポスト福祉国家の政治経済学——「日本化」を超えて——」、『世紀転換期の日本と世界 第一巻 法の構造変化と人間の権利』所収、法律文化社刊、一九九六年。同「比較福祉国家の理論と現実」、岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論』：揺らぎとオルタナティブ』、法律文化社刊、一九九七年。

説

(25) C. Pierson, *op. cit.*, p. 216-217. 前掲邦訳、四〇二頁。

論

(26) 「可変性 variability」概念について、メルツナーの以下の業績を参考にした。Alberto Melucci, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Temple University Press (Philadelphia, 1989). その一部は次の邦訳がある。永易

浩一・山之内靖訳「民主主義再考」、『岩波講座社会科学の方法Ⅱ 二〇世紀社会科学のパラダイム』所収、岩波書店刊、一九九三年。

(27) C. Offe, *Contradictions of the Welfare State*, MIT Press (Cambridge, 1984).

(28) *Ibid.*, p. 147. 寿福真美編訳『後期資本制社会システム：資本制的民主制の諸制度』、法政大学出版局刊、一九八八年、三一一頁。

(29) *Ibid.*, p. 152. 前掲邦訳、三二八頁。

(30) *Ibid.*, p. 153. 前掲邦訳、三二九頁。

(31) この三モデルの私なりの整理については、前註(2)で紹介した「現代西ドイツ政治過程分析序説」一三一号論文の冒頭を参照。

(32) C. Offe, Die Staatstheorie auf der Suche nach ihrem Gegenstand. Beobachtungen zur aktuellen Diskussion, in *Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft*, Band 1/1987, Nomos Verlagsgesellschaft (Baden-Baden, 1987), S. 309-320.

(33) A. a. O., S. 311.

第二章 転換期の福祉国家

第一節 批判概念としての「柔軟性」

前章で述べたように、既存の福祉国家は構造的閉塞状況にあり、その「問いなおし」が行われようとしている。その際に、福祉国家批判の起点となつて福祉国家的規範の解体を行い、かつ新たな（＝脱福祉国家の）段階への方角性を明確にするためのキー概念が要請されている。福祉国家の「硬直性rigidity」を批判する「柔軟性flexibility」の概念こそが、そのキー概念にあたりと考えられるのである。ここで「柔軟性」とは、「外的環境の変化への適応可能性 adaptability」として定義づけられる。⁽¹⁾以下、この概念を駆使した分析をおこなっている『柔軟性の政治学』と題する論文集に収められた論考のいくつかを参照しながら、この概念の可能性について検討していくが、その前提として、「柔軟性」概念が有する政治学的含意について、同書の序文における以下の叙述をまず紹介しておきたい。

「柔軟性の増大への必要性 need for greater flexibility は、再編成についての現在の議論において一般的に受容されている前提である。これらの議論のほとんどは、国家と産業とに集中されている。国家との関連では、古い主題が再定式化され、新しい主題が導入されている。公的官僚制と福祉国家とにたいする旧来の批判は、その表現が変更されてきている。それらの問題は今や、柔軟ではない規則の、硬直的行動の、そしてサービス提供の際の硬直性の結果としても見なされているのである。⁽²⁾」

(一) ニールセンの問題提起

同書の総論部分にあたる第一章において、編者の一人であるニールセン *Nielsen* は以下のように述べている。政治の領域で、柔軟性の概念に焦点があてられた背景には、ヨーロッパ各国の政治経済にたいして新自由主義 *neo-liberal* の立場から与えられた「欧州硬化症 *euro-sclerosis*」という診断がある。⁽³⁾ 八〇年代初頭に、新たな雇用を創出して失業率を減少させていったアメリカ経済にたいし、ヨーロッパ経済は内部に硬直性を抱え込んでいたために、大量の失業者群を生んでいったとされるのである。ニールセンはその硬直性を、労働市場と産業構造という両分野において別出している。

まず労働市場の分野においては、高賃金と硬直的賃金体系・法的に確立された労働権・雇用保護制度・社会保障制度などがその例として挙げられている。高い失業率は、この硬直性の結果としてもたらされた、との診断がなされるのである。つぎに産業構造の分野では、とりわけハイテク産業の分野における立ち遅れが問題とされている。それは、資本市場と政府の規制における非柔軟性や、巨額の公共支出と所得税率の高さが原因となっている、とされるのである。したがってそれにとたいする処方箋としては、資本市場の規制緩和・所得税率引き下げ・国家の全般的スリム化、などが挙げられている。

このような診断の基礎となる概念として「柔軟性」が利用されているのであるが、ニールセン自身はこのような新自由主義的診断に高い評価を与えているわけではない。彼は「柔軟性」概念を「反応的 *reactive*」であるとし、問題対応的ではあるが、短期的視野しか持ち得ないものと批判する。それにとたいして、長期的発展方向をも明らかにする「前進的 *pro-active*」な概念として、彼は「革新 *innovation*」を提起する。この両概念を、行為者 *agents* と体制 *system* の二つのレベルでそれぞれ特徴づけると、次のような表になる。⁽⁴⁾

| | | |
|---------------|----------------------------------|--|
| | 反応的 re-active | 前進的 pro-active |
| 行為者 agents | 個別的柔軟性 individual flexibility | 技術的革新 technological innovation |
| 体制 system | 構造的柔軟性 structural flexibility | 社会・政治的革新 socio-political innovation |

ただし、彼はこの「革新」概念を活用した分析を行ってはならず、この論文は、「歴史的文脈の中で柔軟性概念を活用したアプローチ」として、新シユンペーター学派やレギュラシオン理論などの紹介でその分析を終えている。したがって、「柔軟性」とは区別された「革新」概念の有効性については、十分に明らかにされているとは言い難い。

(二) ジェソップの福祉国家論

これにたいして、同じく同書の編者の一人であるジェソップ B. Jessop は、第五章の「フォード主義からポストフォード主義への移行期における福祉国家」と題する論文において、以下のような分析を展開している。⁽⁵⁾

ジェソップはまず、エスピング・アンデルセン G. Esping-Andersen とミシュラ R. Mishra という二人の代表的な福祉国家研究者の業績に依拠しながら、福祉国家の類型規定を行う。周知のように、前者は、階層構造と脱商品化の程度という二基準を利用しながら、①社会民主主義モデル social democratic model、②保守主義モデル conservative model、③自由主義モデル liberal model、という福祉国家の三類型を提示している。⁽⁶⁾ それにたいして後者は、社会政策と経済政策との関係に注目しながら、①完全雇用政策と福祉政策とが統合された「統合型」福祉国家 'integrated'

welfare states、②両者が分離した「分化型」福祉国家 differentiated welfare states、という二類型を提示している。ジェソップはこの二つの類型論の対応関係についても検討しているが、そこでは自由主義モデルと分化型福祉国家との照応関係のみが見いだされている。その上でジェソップは、「ポスト・フォーディズムは統合型の自由主義的福祉国家を志向しているように思える」と述べ、両者の業績を参照しつつも、福祉国家の新たな段階に対応した、彼独自の新たな類型論の展開を試みていくのである。

その出発点において、ジェソップはまず、フォーディズムとポスト・フォーディズムとの決定的相違点を二点挙げている。第一には、ポスト・フォーディズムは労働過程の組織化・労働市場・企業間関係などの点において「柔軟性」を次第に強調するようになってきている、とする。これは、情報テクノロジーの発展による生産過程の柔軟化にとどまらず、社会的諸関係の柔軟化の問題でもある、としている。また第二には、ポスト・フォーディズムは就業構造の変化を随伴している、とする。そこで想定されていることは、ポスト・フォーディズム段階においては、フルタイムの熟練労働者という中核的部分と、パートタイムの不熟練労働者という周辺の部分への「両極化 polarization」という現象である。このように、ジェソップは、「柔軟性」をキー概念としながら、ポスト・フォーディズムを特徴づけている。このポスト・フォーディズムへの移行に伴い、国家の役割もまた変化していくことになるのである。

フォーディズム段階においては、国家は経済にたいして重要な役割を果たしていた。資本財生産部門と消費財生産部門との統合、賃金関係の管理、完全雇用の達成などが、その役割の例として挙げられている。これらの役割は、フォーディズムによってもたらされた「戦後の好況 Postwar boom」の時期には果たされていたが、石油ショックによって危機がもたらされることになる。その危機として、財政危機などの形で現象する経済的要因によるものに加

え、既得権益との結合の形を取る福祉国家固有の拡大メカニズムが引き起こす「信頼感の喪失」が挙げられている。前項冒頭に掲げたような「先進諸国における政治不信の蔓延」⁽⁷⁾は、このような「福祉国家固有の力学」に由来するものとされているのである。このような福祉国家の危機という状況を脱出する方策として、ジェソップは三つの基本的選択肢を挙げている。それは基本的に、先に掲げたエスピング＝アンデルセンの福祉国家類型論に対応する形を取っている。以下簡単に紹介していこう。

ジェソップが第一に挙げるのは、新自由主義的対応 *neo-liberal response* である。ここでは、労働力の再商品化・国営企業や福祉サービスの民営化・民間セクターにおける規制緩和などが行われていく。第二には、ネオコーポラティズムの対応 *neo-corporatist response* が挙げられている。これは、国家の経済的決定と、自己利益を志向する民間部門の活動との事前調整 *ex ante concertation* に依拠するものとして特徴づけられている。したがって、経済的および社会的諸問題は、市場にも国家にも委ねられず、さまざまな媒介組織 *intermediary organizations* がそれを担うことになり、とされるのである。経済的柔軟性の達成のためには、このようなコーポラティズム的編成は、より選択的で、よりミクロレベルのものへと移行し、そこにおける国家の役割は、コーポラティズム的交渉の結果としての決定を背後で支えるというものに限定されていく。そして第三に挙げられているものは、新国家主義的対応 *neo-statist response* である。ここでは、市場の欠陥への対応として、さらなる脱商品化が推進されていくのであり、市場の諸力を改善するために積極的構造政策 *active structural policy* が展開されることになる。この対応には、柔軟性を促進するための国家機能の増大、という方向性が内包されている。ジェソップはこのモデルの社会的基盤を、エスピング＝アンデルセンのいう「社会民主主義モデルまたは保守主義的―ネオコーポラティズム的モデルの発展的形態」としている。

ジェソップは、この三類型すべてにおいて「柔軟性」の促進に優先性が与えられている、として、フォーディズム段階における「硬性性rigidities」との対比がなされている。彼はその上で、ポスト・フォーディズム段階への移行が福祉国家にたいして提示する論点を、以下の三点にまとめている。⁽⁸⁾

- ①福祉国家のサービスの柔軟化
- ②公的セクターと民間セクターとのバランス
- ③福祉のコスト

このような認識をふまえ、ジェソップは、前章でも触れたオツフエの文章を引用しつつ、「福祉国家の再編」というテーゼでこの論文を締めくくっている。

「オツフエが述べたように、『資本主義は福祉国家と共存しえないが、しかし福祉国家なしでも存続しえない』のである。したがって、ポストフォーディズムへの移行を明確に阻止することなしに、福祉国家はいかに再編されるのか、そして（新自由主義的観点から）どのような限界内にその役割は限定されうるのか、または（新国家主義的またはネオコーポラティズム的観点から）どのような限界内でその役割は拡大されうるのか、という点が、決定的問題となるのである」⁽⁹⁾

ここでのジェソップの認識は、いくつかの戦略的選択肢の中で、福祉国家は「再構成 *restructure*」されていく、と

いうものであった。「資本主義は福祉国家なしで存続しえない」というオッフエのテーゼを肯定的に引用していることが、そのことを明確に示している。しかし、「柔軟性」を現状批判のための積極的概念として措定し、その対抗概念としての「硬直性」によって福祉国家の現状を批判するというジェソップのシエーマは、「柔軟性を契機としての福祉国家からの転換」という方向性を示しているとみることもできるであろう。現状の福祉国家がその内実において「硬直性」を内包しているならば、それを解体していく作業は、必然的に「福祉国家の変容」を迫ることになるからである。実はジェソップ自身も、同じ論文集に収められている「サッチャー政権分析」の章において、そのような認識を示していると思われるのであり、本節の最後にそれを検討しておく。

（三）ジェソップのサッチャー政権分析

「サッチャー主義と柔軟性」と題する章において、ジェソップは、柔軟性と硬直性という対概念を使いながら、以下のようなサッチャー主義分析をおこなっている。¹⁰⁰

ジェソップは、イギリス経済を「ひび割れたフォードイズム」と規定し、成功裡にフォードイズムの軌道に入ることができなかつた、と批判する。それに加えて、グローバルなレベルでのフォードイズムの退潮もあり、イギリス経済は構造的危機に直面する。経済管理の失敗から、保守・労働の二大政党は、経済的・政治的な新戦略への真剣な討議を始めていく。その時に、危機克服戦略として、また「戦後和解」に対抗する新しい階級横断的連合を結成するための戦略として、保守党からサッチャー主義が提起されたのである。それは、イギリス経済の硬直性を除去し、柔軟性を獲得するために、国家を再組織し、「ポスト・フォードイズムへの移行の基盤を準備するもの」とされた。¹⁰¹

このサッチャー主義は、第一に、かえって危機を誘発してしまうような七〇年代型の国家介入の終焉を意味し、第二には、ポスト・フォーダイズムの出現に適合的な、新しい国家介入の形態の模索を意味した。それをジェソップは、「サッチャー主義者の戦略 Thatcherite Strategy」と呼んでいる。その戦略の構成要素として、自由化と自由市場の促進、規制緩和、民営化、などが挙げられている。

では、このようなサッチャー主義者の戦略は、当時のイギリス国家をどのように変容せしめたのであろうか。ジェソップはその問題を、代表・国家の内的構造・介入の形態、という三要素についてそれぞれ検討している。この枠組み自体は、ジェソップが『資本主義国家』の中で提起したものであり、したがってジェソップはサッチャーの戦略をそれだけ包括的なヘゲモニック・プロジェクトとしてとらえていたのであった。代表の側面では、三者協議制によるコーポラティズム tripartite corporatism の解体、国家の内的構造の面では権力の集中化、介入の形態では民営化と規制緩和、などがその具体的内容として挙げられている。

このように、ジェソップがサッチャーの戦略を、ポスト・フォーダイズム段階への移行をめざす包括的なヘゲモニック・プロジェクトとして把握するとき、ジェソップ自身がその方向性を支持するかどうかとは別に、それが福祉国家からの転換のプロジェクトのひとつとして存在することを承認している。なぜならば、それは国家を構成する三要素のすべてにわたっての転換を図るものだからである。それは、従来のイギリス経済とイギリス政治とが内包していた硬直性を除去し、柔軟性を獲得するための、保守派からの新たな戦略的試みなのであった。そしてそのような視点からするならば、国家そのものが、いくつかの再編戦略の交錯する「戦略的に選択的な領域」として、「可変性」の観点から位置づけ直されていくことになる。別の論文における、ジェソップの以下のような国家規定を参照されたい。

「このこと(＝国家とは一つの社会関係であるとするプーランザスの主張…引用者註)は、第一に、国家装置とは、戦略的に選択的な領域であり、この領域は、権力の組織にたいして非対称的諸効果を有する、ということを含意する。そしてそのことは第二に、これらの戦略的に選択的な限界の内部では、国家権力が実際にもたらす結果は、国家内および国家を超えた領域の双方での政治的行為に関わっている諸勢力のバランスの変化に依存している、ということの意味している。」⁽¹⁴⁾

国家を、諸戦略の交錯する選択的領域と位置づけるならば、その結果としてもたらされる国家内での決定は、「諸勢力のバランスの変化」によって変動することになる。とするならば、もたらされる結果が既存の福祉国家の「限界内」に収まるという想定は、もはや維持しがたいものとなる。「硬直性批判」の観点から福祉国家の構造全体を批判するプロジェクトが、一定の支持を集めているからである。そのような限定を取り去ったうえで、どのような政治的プロジェクトが交錯しているかを具体的に検討する作業こそが、現時点で要請されているといえる。それを現代ドイツ政治の文脈に即して検討することが、本稿の最後の課題となる。

第二節 福祉国家の転換

(一) ドイツにおける新たな保守主義的プロジェクトの試み

私がかつて、八〇年代末のコール政権の状況について、以下のような評価を下していた。

「西ドイツの政治学者エッサーとヒルシュは、コール政権が『フォード主義的蓄積モデルの危機』と『社会民主主義的』ケインズ主義的統合モデルの破綻』の時期に登場したことを重視し、同政権が、『権威的、脱ケインズ主義的行政国家』の確立を目指すものである、と述べたが、コール首相自身の『指導力の弱さ』もあり、現実政治においてはそれが全面化しているとはいいがたい。『模範的西ドイツ』モデルによる大衆統合様式は矛盾をはらみつつも西ドイツ社会に確立しており、その権威主義的再編にはさまざまな困難が予測されるであろう。⁽¹⁵⁾」

執筆時期からして、この評価においては、一九九〇年に突如実現した「ドイツ統一」の際にコール首相が発揮した「指導力」について視野に入れられていないという限界はあるが、この時点での評価としては基本的に妥当であったと、現在でも思われる。しかし、これまでに言及してきた『柔軟性の政治学』内に収められている、シャーベドト H.-J. Schabedoth の論文では、一九八八年の時点においてコール首相の所属する「キリスト教民主同盟 CDU」が「新保守主義の政策形成」の作業を進行させた、という評価が打ち出されている。この点について、同論文を参照しながら、検討を進めてみたい。⁽¹⁶⁾

「西ドイツにおける新保守主義と現代化政策」と題するこの論文では、まず当時の CDU 幹事長であったガイスラー H. Geißler の発言をひきながら、現代ドイツにおける「新保守主義」〔開明的保守主義 enlightened conservatism〕ともよばれている）についての分析を始めている。その際に、ガイスラーを「西ドイツにおける新保守主義的な現代化政策の主導者」と規定している。しかしこの点は事実と反している。先ほど紹介した論文の中で、私は、コール政権が新保守主義的政策へと完全に移行できない理由を二点挙げているが、その二点目は以下のようなものであつ

た。

「第二には、CDUの党内でもガイスラー幹事長を筆頭とする『社会委員会』に属する左派からの社会保障削減反対の声強いこと、である。連立与党であるCDUやFDPのなかにも、(新)自由主義的経済政策を要求する右派と、社会政策の充実を要求する左派との対立が存在し、そのことが(新)自由主義的方向への『転換』の一義的貫徹を許さないような状況を生みだしているのである。」¹⁷⁾

では、シャールベドートはなぜこのような誤解をしてしまったのであろうか。確かにガイスラーは、現代的状況に適合的な方向への保守主義の刷新を唱えているが、その方向性は新保守主義とは逆であり、「中道における国民党 Volkspartei der Mitte」としてのCDUの確立、というものだったのである。まさにこれこそが、一九八八年六月のCDU党大会のメインスローガンであった。シャールベドート論文で言及されているこの党大会では、一九八七年の連邦議会選挙とそれ以降に実施されたいくつかの州議会選挙の結果とを踏まえながら、「キリスト教的人間像に基盤をおいた政治¹⁸⁾」と題する中期的活動方針文書の採択がおこなわれた。そのなかでは、シャールベドートも紹介しているように、「柔軟性」や「分化」といった文言が駆使されているが、その立場は決して新保守主義的と評価できるものではない。一方では経済の近代化を促進するとしつつも、他方では、キリスト教的人間観に基づく「人間的社會」を提唱し、連帯感に基づく社会保障の必要性を強調しているのである。ただし、シャールベドートがその論文内で言及しているもう一人のCDU指導者であるシュベートL. Schult は、ハイテク産業で有名なバーデン・ヴュルテンベルク州首相として辣腕を振るった人物であり、この時点のCDU内で新保守主義的方向を主導した人物の一人とし

て挙げることができるであろう。

このように、シャーベドト論文のなかでは、方向性を異にするとと思われるものが「新保守主義」として一括されているという弱点はあるものの、当時の西ドイツにおける保守主義陣営からする新たなプロジェクトへの多様な試みが紹介されているといえる。これらの試みは、一九九〇年のドイツ統一とそれに引き続く「東部ドイツ再建」の作業のなかでしばらく後景に退いていたが、マーストリヒト条約に基づくEU通貨統合への参加のための「財政赤字削減」策をめぐり、現時点でまだドイツ政治の表舞台に浮上しつつあると思われる。この点については別稿で検討することとしたい。

(二) 「反福祉国家の民主主義」論

福祉国家が「所与の前提」として「持続性」の相によってとらえがなくなっている現在、民主主義やリベリズムと福祉国家との関連が問われている。その問題を端的に取り扱っているオッフエの論文を検討して、本稿のむすびとしたい。¹⁴⁹

「反福祉国家の民主主義？」という、疑問符のついた題名の論文において、オッフエはまず、現代国家における「国家—市民関係」の分析から叙述をはじめめる。現代国家内では、市民は基本的に三通りの仕方での国家の権威と構造的に関連づけられている。第一に、市民は国家主権の創出者であり、第二に、市民は国家によって組織された強制力によって潜在的に脅かされており、第三に、市民は国家により提供されるサービスへの依存者である。したがって、自由主義的—民主主義的福祉国家内における市民権 *citizenship* の概念は、以下のようにこれら三側面全てを包含している。オッフエによれば、このような市民権の三種類の構成要素に対応して、三種類の政治理論が存在している

とされるのである。

- ① 市民Ⅱ 集会的政治的意識の究極的源泉、その形成への参加者——自由主義
- ② 市民Ⅱ その市民的権利と自由が国家の権威を制限するという主体——民主主義
- ③ 市民Ⅱ 国家によって供給されるサービス・プログラムなどの顧客——福祉国家

オツフェはこのように整理した上で、この三要素相互間の関連性を問うのであるが、①と②との関係については広範な業績があるのでここでは取り扱わないとし、②と③、③と①との関係について、検討を進めていくのである。

まず第一に、自由主義と福祉国家との関連についていえば、一九八〇年代初頭から、この両者は敵対的、という形で議論されてきている。新保守主義者やリベラル右派の議論では、福祉国家は経済にたいしてあまりに重荷となっており、市場の成長可能性と競争力とは、国家により組織された福祉や社会保障の提供によって市場に課せられたコストと硬直性 *rigidities* とによって被害を受けている、とされるのである。しかし他方で、民主主義的左翼や労働組合、西欧の社会民主主義政党と社会主義政党などからは、これに対抗する議論が出されている、と紹介している。オツフェは、この市場経済と福祉国家との関係についての意見分布を整理するため、①因果関係のベクトル、すなわち「市場経済から福祉国家へ」と「福祉国家から市場経済へ」という二種の関係を「支持的 *supportive*」とみるか「敵対的 *antagonistic*」とみるか、という二つの基準によって四象限の座標図を作成している。²⁰⁾

この場合、新保守主義からの福祉国家批判は、「福祉国家から市場経済へ」の「敵対的」な因果関係を表現したものと整理できるのである。このように、それぞれの象限において表現された立場は、それぞれの政治勢力によって担

われているのであり、ここにも福祉国家をめぐる各政治勢力の立場の多様性がよく表現されていると思われる。

さて、オツフェはここで、市場経済と福祉国家との関係についての「新たな議論」に着目する。それは福祉国家がリベラルな秩序に与える道徳的な質の問題である。彼は、オランダの福祉国家を分析した研究者の次のような見解を紹介している。

「その抽象的で、形式的―法的な作動様式のために、現代の福祉国家は、道徳的資源、共通の価値、市民社会内部での連帯可能性などから自らを解き放つてきており、したがってこれらの資源を無用のものとし、連帯へのコミットメントに固執することを受動的なものとしている。」²²⁾

ここでは、「福祉のパッケージはコミットメントも主体性も道徳的エネルギーも必要としない」という点から、国家による福祉が有する「脱道徳化効果 demoralizing effect」や「不道徳的」本質「immoralist nature」が指摘されている。²²⁾ このような観点から福祉国家を批判する勢力として挙げられているのが、保守陣営における新保守主義者と、左翼における「ヒューマニスティック・リベタリアン」ないし「左翼リベタリアン」なのである。前稿において「国家機能の問い直しを凶る勢力」と規定された両勢力は、ここに福祉国家批判のための規範的視座を明確化するものになる。福祉国家は「機能不全」であるから問題とされるのではなく、「作動様式 modus operandi」そのものゆえに「不道徳的」とされるのである。このような診断では共通するものの、その解決策をめぐって、新保守主義と左翼リベタリアンとは分化する。一方で、新保守主義者たちは、「福祉国家の構造的『脱道徳化』」にたいして、「政府によって支えられた『再道徳化』戦略」を掲げている。他方で、左翼リベタリアンによって構想されている解

決策は、福祉国家にたいするコミュニケーションで連带的で、「共生的 convivial」で疎外克服的なオールタナティブとされているが、その実態はまだ明らかとなっていない。

次にオッフエは第二の問題として、民主主義と福祉国家との関連について検討する。彼はここでも先の問題と同様に、①因果関係のベクトル、すなわち「政治的民主主義から福祉国家へ」と「福祉国家から政治的民主主義へ」という二種の関係と、②その関係を「支持的 supportive」とみるか「敵対的 antagonistic」とみるか、という二つの基準によって四象限の座標図を作成している。²³ その上でオッフエは、政治的民主主義と福祉国家との「支持的」連関を作り出した安定的構造について、次のように特徴づける。

(1)労働中心の集団主義的国家主義 *labor-centered collectivist statism* と特徴づけられるものが形成される。

(2)制度的自己再生産、慣性 *inertia*、不可逆性という仮説の形成・確立された福祉国家の内部では、競争するどの政党も、福祉国家の合意を放棄しようと試みることができない。

前章で紹介した、エスピング―アンデルセンの「凍りついた福祉国家」という認識も、この「慣性」が働く中で停滞する福祉国家の状況を表現したものである。しかしこのような安定的構図は、七〇年代中盤以降には変化し、西欧福祉国家は停滞ないし部分的解体という状況に陥る。オッフエはその状況を表現する共通の指標として次のようなものを挙げている。

①社会民主主義政党・社会主義政党の選挙での敗北

- ②福祉国家支出の絶対的水準の発展の非連続性
- ③失業などによる支出の必要性に比しての実際の所得移転の劇的な減少
- ④政治的紛争現象の多様化（ストライキ・新しい争点に基づく非階級的社會運動の勃興など）
- ⑤平等主義・集団主義の停滞と、リバータリアン・反国家主義・コミュニティアンの勃興

前稿までで紹介したように、これらの現象はすべて、八〇年代ドイツ政治において広くみられたものであった。このような状況のもとで、社会の集合的アイデンティティ・共感 *sympathies*・連帯は解体されていくのであり、それについてオッフエは同論文の末尾において、「民主主義的左翼」がその伝統的な防衛的立場を乗り越え、現在はまだ不鮮明な新しいコンセプト・目標・戦略を打ち立てることへの期待感を表明して、論文を締めくくっている。

以上に紹介してきたように、七〇年代中葉以降福祉国家は大きな変化を体験してきており、その状況にたいする各政治勢力の診断と処方箋も多様である。したがって、福祉国家のたどる方向性を、存続であれ崩壊であれ、一義的に確定することは不可能な状況なのである。「戦後合意」の安定的構図が大きく動揺している現在、国家をもはや「安定的実体」として語ることはできない。国家は、「戦略的に選択的な領域」として設定され、そこにおいて活動する諸勢力のバランスの結果として、新たな方向性が模索されていくことになるのであろう。

「戦後合意」の解体と福祉国家の動揺は、現在の国家を「可変性」の相においてとらえることを要請している。しかしそれを「安定性の崩壊」として否定的にのみ理解する必要はない。すでに「安定的構図」の内部にすら問題性がはらまれていたからである。現在はむしろ、諸勢力の自覚的活動によって、新たな局面が主体的に切り開かれて

いく可能性が強まってきているという、積極面を評価すべき段階であると思われる。したがって、国家装置において新たな方向性を主体的に模索している政治的アクターを分析することが、次の課題となっていくのである。

むすびにかえて

福祉国家の閉塞状況のもとで、「新しい政治」として表現される新たな現象が、先進諸国の政治内に登場し、「緑の党」などの新たな政治主体も形成されることによって、政治的対抗関係は大きく変容し始めている。本稿ではそれを、国家の変容という側面に焦点をあてながら検討してきた。その結果として明らかになったことは、福祉国家の危機ないし変容が政治的主体によって媒介された過程である、ということである。したがって本研究の方向も、政治的アクター分析としての政党論へと向かうことになる。最後に、福祉国家の動揺期において諸政党がたどるであろう方向性についての興味深い分析を紹介して、本稿を閉じることにしたい。

本稿冒頭の「現状規定」の際に言及した著作『西ヨーロッパ政治の発展』の中に、次のような叙述がある。²⁴「ケインズ主義的福祉国家の『黄金時代』における政党システムが、クライエンティリズムと高度に分節化された下位社会とに基づいていたような所では、既成政党は、クライエンティリズムに対する有権者たちの反乱と、中産階級部門における『効率』という新しいエートスの普及とによって引き起こされてひどい衰退を体験してきた」。その実例が九〇年代初期のイタリアなのである。このような背景のもとに、「反政党」、「反システム」の政治運動が伸張してくるのである。しかし、「緑の党」もその一例とされるような「反政党的政党」の登場の理由は、民主主義

そのものの危機から、というよりは、伝統的諸政党が新しい争点を代表する能力を欠いているところにあった、とされている。そしてこのような新しい動きの中で、「市民社会の再強調 a re-emphasis on civil society」が要請されてくるのである。

ここに、冒頭で紹介した一つの論争は、全く異なった結末を迎えることになる。存続可能性を問われているのは既成政党の側なのであり、問題への対応に失敗するならば、「てひどい衰退」の危険性も突きつけられているのである。したがって、各政党は新しい戦略を模索する。そのことが、福祉国家の変容をさらに加速していくことになる。現代における政党の諸戦略の交錯を分析する作業を通じてこそ、我々は「ポスト福祉国家段階の政治」を展望することができるであろう。

註

- (1) Klaus Nielsen, "Towards a Flexible Future — Theories and Politics," in Bob Jessop, Hans Kastendiek, Klaus Nielsen, Ove K. Pedersen, eds., *The Politics of Flexibility: Reconstructing State and Industry in Britain, Germany and Scandinavia*, Edward Elgar (Aldershot, 1991), p. 5.
- (2) 以下、同論文を「Towards」と略記する。
- (3) K. Nielsen, "Preface," in *ibid.*, p. vii.
- (4) 以下の叙述は、前註(1)で掲げたニールセン論文「Towards」に依拠している。なお、欧州硬化症などの点については、前掲拙著『EU統合の政治学』をも参照。
- (5) K. Nielsen, "Towards," p. 6.
- (6) B. Jessop, "The Welfare State in the Transition from Fordism to Post-Fordism," in B. Jessop, H. Kastendiek, K. Nielsen, O. K. Pedersen,

- eds., *op. cit.*, pp. 82-105.
- (6) これらの議論についても、前章の註²⁴で掲げた宮本論文を参照。なお、本論文以後のジェンソップの福祉国家論の展開について紹介した次の業績をも参照。田口富久治・鈴木一人著『グローバルリゼーションと国民国家』、青木書店刊、一九九七年。
- (7) 前掲拙稿「『新しい政治』の政治学的分析」の冒頭で、「政治不信」についての最近の文献を紹介してある。
- (8) B. Jessop, *op. cit.*, p. 100.
- (9) *Ibid.*, p. 104.
- (10) B. Jessop, "Thatcherism and Flexibility: The White Heat of a Post-Fordist Revolution," in B. Jessop, H. Kastendiek, K. Nielsen, O. K. Pedersen, eds., *op. cit.*, pp. 135-161.
- (11) *Ibid.*, p. 143.
- (12) *Ibid.*, p. 146.
- (13) B. Jessop, *The Capitalist State*, Martin Robertson (Oxford, 1982). 田口富久治・中谷義和・加藤哲郎・小野耕二訳『資本主義国家——マルクス主義的諸理論と諸方法——』、御茶の水書房刊、一九八三年。
- (14) B. Jessop, "Anti-Marxist Reinstatement and Post-Marxist Deconstruction," in *State Theory: Putting Capitalist States in their Place*, Polity Press (Cambridge, 1990), p. 303. 中谷義和訳『国家理論・資本主義国家を中心に』、御茶の水書房刊、一九九四年、四四七—四四八頁。ただし翻訳は一部変更してある。
- (15) 拙稿「西ドイツ福祉国家の再編成」、一三六頁。
- (16) Hans-Joachim Schabedoth, "Neo-Conservatism and Modernization Policy in West Germany," in B. Jessop, H. Kastendiek, K. Nielsen, O. K. Pedersen, eds., *op. cit.*, pp. 219-232.
- (17) 拙稿「西ドイツ福祉国家の再編成」、一三五頁。

- (18) CDU, *Politik auf der Grundlage des christlichen Menschenbildes*, in: Protokoll: 36. Bundesparteitag 13.-15. Juni 1988, Wiesbaden, CDU (Bonn, 1988). この一九八八年当時、私は「在西独日本大使館専門調査員」としてドイツに滞在中で、この党大会を傍聴した。またこの文書の前提となる「選挙総括」については、すでに拙稿「現代西ドイツ政治過程分析序説」で紹介したことがある。同論文の一〇六頁以下を参照。
- (19) Claus Offe, "Democracy Against the Welfare State?" in *do*, *Modernity and the State: East, West*, Polity Press (Cambridge, 1996), pp. 147-182.
- (20) *Ibid.*, p. 150.
- (21) *Ibid.*
- (22) 周知のように、保守の立場からこの「福祉国家の不道德性」を批判した著作が、フリードマンの『選択の自由』である。
- (23) C. Offe, *ibid.*, p. 154.
- (24) 以下の叙述は、本稿第一章冒頭で紹介した次の論文に依拠している。M. Rhodes, P. Heywood, V. Wright, *op. cit.*, pp. 13ff.